



# 三重県公報

平成30年10月9日（火）

第 3047 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
644	有害な興行の指定	( 少 子 化 対 策 課 )	2
645	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	( 中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課 )	2
646	同件	( 同 )	4
<b>公 告</b>			
	土地改良事業計画の変更を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧	( 農 地 調 整 課 )	4
	第12次鳥獣保護管理事業計画の変更	( 獣 害 対 策 課 )	4
	第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ、イノシシ）の変更	( 同 )	4
	土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出	( 都 市 政 策 課 )	5
	開発行為に関する工事の完了	( 建 築 開 発 課 )	5
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	( 大 気 ・ 水 環 境 課 )	5

## 告 示

## 三重県告示第 644 号

三重県青少年健全育成条例（昭和 46 年三重県条例第 62 号）第 11 条第 1 項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

平成 30 年 10 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

番号	区分	興行名	配給会社名等	指 定 年 月 日	指定理由
49	映画	メイヘム（原題）FRIENDLY BEAST	AMGエンタテインメント	平成 30 年 10 月 9 日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
50	映画	愛人生活 きみとなら...	オーピー映画		
51	映画	トーキョー情歌 ふるえる乳首	オーピー映画		
52	映画	猿蓑ロマン 人妻の蜜	新東宝映画		
53	映画	美乳夜曲 乱れる白肌	オーピー映画		
54	映画	世界で一番美しい美しいメス豚ちゃん	オーピー映画		
55	映画	私の奴隷になりなさい 第 2 章 ご主人様と呼ばせてください	KADOKAWA		
56	映画	私の奴隷になりなさい 第 3 章 おまえ次第	KADOKAWA		

## 三重県告示第 645 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 10 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）イオンタウン四日市泊  
四日市市泊小柳町 2 番 6 ほか 5 筆

## 2 四日市市から聴取した意見

## (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア 店舗近隣には、日永小学校、泊山小学校、河原田小学校、南中学校、港中学校等があり、児童生徒の通学路の一部と日常生活の行動範囲が、来客車両経路及び業者車両経路と重複している。については、来客及び業者に対して、車両にて走行する際の安全確保を十分に行うこと。

イ 当該店舗の立地に伴い、地点 1（日永五南交差点）、地点 5（泊小柳町交差点）、地点 7（仮称イーテック南西交差点）などの交差点において、交差点解析結果からも交通混雑が予想されるため、信号現示や滞留長等について公安委員会等とも十分に協議及び調整を行い、交通混雑及び交差点の安全対策に対する対応を図ること。

ウ 国道 1 号や県道宮妻峽線については、日常的に交通量が多く、特に国道 1 号では、平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査において、混雑度（※）が 1.77 となっており、本市においても公共交通機関の利用促進に積極的に取り組んでいることから、利用者にあすなろう鉄道などの公共交通機関の利用促進を促すよう十分な配慮をすること。

（※）現道の交通状況を評価する指標となっており、一般的に数値が 1.75 を超えると慢性的な渋滞であることを示している。

- エ 開店時や週末等の繁忙期においては、各出入口や店舗内駐車場の混雑により、周辺道路への交通影響を招くことが想定されるため、交通整理員等による十分な対応を図ること。また、上記期間以外でも交通混雑が生じる場合には、その状況等を鑑みて十分な対応を図ること。
- オ 当該地東面に面する出入口より、店舗に出入りする車両については、市道泊大治田線の歩道を横断することになるため、当該地に隣接して海星中学校・高等学校が立地していることも踏まえ、歩行者及び自転車への安全対策について十分な配慮をすること。
- カ 出入口2及び出入口3からの右折による退店について、市道泊大治田線の交通状況によっては店舗内等で交通が滞留し、周辺道路への交通影響を招くことも想定されるため、必要に応じて交通整理員等による十分な対応を図ること。
- キ 道路法（昭和27年法律第180号）第24条及び第32条に基づく工事を実施する際には、四日市市都市整備部道路管理課にて手続きを行うこと。
- ク 道路法第95条の2に伴う資料は、店舗設置者にて用意し、四日市市都市整備部道路管理課に提出すること。
- ケ 工事車両及び資材を置く場所を確保し、周辺道路の交通障害にならないよう配慮すること。また、交通障害が発生する時は所管警察署と協議を行い指示に従うこと。
- コ 店舗設置工事により、道路を損傷した際には、速やかに補修及び修繕を行うこと。
- サ 入口1について、歩行者の導線確保のため、計画地内において、横断歩道並びに、自動二輪車駐車を計画されている箇所に歩行者溜まりを設置するよう検討すること。
- (2) 騒音の発生に係る事項
- ア 来店車両、搬入車両等のアイドリング禁止等を徹底し、駐車場から発生する排ガス及び騒音の軽減に努めること。
- イ 搬入車両の入庫作業と荷さばきは、早朝、深夜に行わないこと。
- ウ 実際に苦情が発生した際には、真摯に対応を行うこと。
- エ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年三重県条例第7号）の騒音及び振動関係の届出が必要な場合、当該敷地境界で規制基準を遵守するとともに、規制基準を超過するおそれがある場合には、規制基準値以下となるよう対策をとること。
- (3) 廃棄物に係る事項
- ア 事業活動によって生じた廃棄物は、事業者自らの責任において、適正に処理すること。
- イ 四日市市クリーンセンターへ搬入できる廃棄物は一般廃棄物のみであり、搬入する場合は、廃棄物搬入許可申請の必要の有無について、あらかじめ四日市市環境部生活環境課廃棄物対策室に確認すること。
- (4) その他の事項
- ア 青少年の健全育成に理解及び協力をする事。
- イ 四日市市子ども未来部子ども未来課青少年育成室の補導員等が、街頭パトロール巡回の際には、理解及び協力をする事。
- ウ 環境関連法令等に該当する施設を設置する場合には、事前に届出が必要となるため、予め四日市市環境部環境保全課と協議すること。
- エ 当該出店計画については、周辺の地元自治会をはじめ、地域住民に広く周知すること。また、この計画により周辺住民の生活において生じると考えられる諸問題等については、早急に対応策を地元と協議しその解決を図ること。
- オ 店舗近隣には、日永小学校、泊山小学校、河原田小学校、南中学校、港中学校等がある。児童生徒が店舗内を徘徊したり、夜間を中心に集まったりする可能性がある。ついては、周辺校及び四日市市子ども未来部子ども未来課青少年育成室が実施する補導など、青少年非行防止について協力するとともに、積極的に警察へ通報すること。
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
平成30年10月9日から同年11月9日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

**三重県告示第 646 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出（駐車場の収容台数及び位置の変更等）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 10 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ピアゴ多度店  
桑名市多度町戸津字森下 451 番地 1 ほか
- 2 桑名市から聴取した意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
平成 30 年 10 月 9 日から同年 11 月 9 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

<b>公 告</b>
------------

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、高野井土地改良区から申請のありました土地改良事業（高野井土地改良区維持管理事業）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成 30 年 10 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成 30 年 10 月 10 日から平成 30 年 11 月 6 日まで
- 3 縦覧の場所  
津市農林水産部農業基盤整備課（三重県津市西丸之内 23 番 1 号）

第 12 次鳥獣保護管理事業計画を次のとおり変更しましたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 4 条第 5 項の規定により公表します。

平成 30 年 10 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

「次」は省略し、三重県農林水産部獣害対策課及び各農林（水産）事務所に備え置いて縦覧に供します。

第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ、イノシシ）を次のとおり変更しましたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条の 2 第 3 項において準用する同法第 4 条第 5 項の規定により公表します。

平成 30 年 10 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

「次」は省略し、三重県農林水産部獣害対策課及び各農林（水産）事務所に備え置いて縦覧に供します。

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 3 項の規定により、平成 30 年 9 月 7 日付で、桑名市多度力尾土地区画整理事業の換地処分を行った旨、桑名市多度力尾土地区画整理事業施行者から届出がありました。

平成 30 年 10 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 30 年 10 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 30 年 9 月 19 日	員弁郡東員町大字大木字西屋敷 576	埼玉県富士見市東みずほ台 3 丁目 22-4-102 江内谷 朋 幸
平成 30 年 9 月 20 日	松阪市駅部田町字花岡 1904-1 ほか 3 筆	松阪市井村町 483-1 松田水道有限会社 代表取締役 松 田 榮
平成 30 年 9 月 21 日	三重郡菰野町大字菰野字堂山 3537-1 ほか 1 筆	四日市市日永西 2 丁目 8-1 エスベラルール B-102 篠 木 貴 幸 篠 木 未 絵
平成 30 年 9 月 26 日	伊賀市下川原字六十苜 611 の一部ほか 12 筆ほか	大阪府大阪市平野区加美東 2 丁目 1-18 ダイジェット工業株式会社 取締役社長 生悦住 歩
平成 30 年 9 月 27 日	伊勢市神社港字辻名 462-1 ほか 4 筆ほか	伊勢市宮町 1 丁目 5-13 井 坂 圭 吾
平成 30 年 9 月 27 日	三重郡川越町大字当新田字下之割 319	埼玉県さいたま市見沼区東大宮 1 丁目 74-5 久 保 孝 也
平成 30 年 9 月 27 日	亀山市阿野田町字門垣戸 1427-6 ほか 19 筆	鈴鹿市阿古曾町 8-18 ハウスセンターオカベ株式会社 代表取締役 海 原 琢 磨
平成 30 年 9 月 27 日	三重郡菰野町大字川北字新明 2902-3	四日市市楠町北五味塚 2139-3 サンライズくすの木 C-101 中 村 未 智 中 村 享 史

### 特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 30 年 10 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量  
大気汚染自動測定機器等 1 式
- (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 納入期限  
平成 31 年 3 月 22 日（金）
- (4) 納入場所  
三重県が別途指定する場所

#### 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

## (1) 競争入札参加資格

- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## (2) 落札資格

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

## 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を平成30年11月6日（火）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

## 5 入札手続等に関する事項

## (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班 担当 坂口  
電話 059-224-2367 ファクシミリ 059-224-3069

## (2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県環境生活部大気・水環境課大気環境班 担当 山下、鳥居  
電話 059-224-2380 ファクシミリ 059-229-1016

## (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

## (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成30年11月20日（火）まで調達システムにより提供します。

## (5) 入札参加資格確認結果の通知

平成30年11月8日（木）までに通知します。

## (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成30年11月20日（火）14時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成30年11月20日(火)14時30分

なお、入札書は平成30年11月12日(月)から同月20日(火)14時30分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県環境生活部大気・水環境課大気環境班

案件名 平成30年度大気汚染自動測定機器等購入 入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成30年11月20日(火)14時35分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部環境生活総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、)が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

## 7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Automatic monitoring device of air pollution:1set

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Tuesday, November, 20, 2018.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, November, 12, 2018 and 2:30 P.M. on Tuesday, November, 20, 2018.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:35 P.M. on Tuesday, November, 20, 2018.

(4) Managing Authority :

Air and water environment division, Department of Environment and social affairs, Mie Prefecture 13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2380

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---